

日 時：平成 28 年 9 月 16 日（金）13:30～14:43

場 所：農林水産省本館 4 階 第 2 特別会議室

# 水産政策審議会資源管理分科会 第 7 9 回議事録

水産庁漁政部漁政課

## 水産政策審議会第79回資源管理分科会

### 1 開 会

開会 平成28年9月16日（金）13時30分

閉会 平成28年9月16日（金）14時43分

### 2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森 敏弘	嘉山 定晃	長瀬 一己	東村 玲子
	三木 奈都子	柳内 克之	山川 卓	

特別委員	大久保 照享	加澤 喜一郎	川越 一男	久賀 みず保
	近藤 直美	高橋 健二	千葉 康則	東岡 保
	本間 新吉	松本 めい子	谷地 源士郎	

### 3 水産庁側出席者

長谷水産庁次長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 藤田管理課長

黒萩漁業調整課長 神谷漁場資源課長 武井資源管理部参事官 加藤資源管理推進室長

廣野指導監督室長 田中国際課付

### 4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1 開 会	1
2 議 事	
【諮問事項】	
諮問第 269 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づき基本計画の検討等について	2
【審議事項】	
中期的管理方針の変更について	8
【報告事項】	
(1) 太平洋クロマグロの管理の方向性について	11
(2) 第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	13
(3) 北太平洋漁業委員会 (N P F C) 第 2 回委員会会合の結果について	15
【その他】	21
3 閉 会	21

○管理課長 それでは、予定の時間になりましたので、ただいまから第79回資源管理分科会を開催させていただきます。

本日の事務局を務めます管理課長の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会場につきましては、委員の皆様のところにはマイクが設置されておりませんので、いつものこととなりますけれども、御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をしていただくように、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中、現在は6名でございます。嘉山委員が遅れて来られるということで、来られますと7名ということになりますので、今現在で定足数を満たしているということでございます。そういうことでございますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。また、特別委員につきましては、15名中11名の方が御出席いただいております。

では、次に配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料でございますけれども、議事次第のあとに資料一覧というのがございます。それを見ていただきまして、資料1から資料6までございますので、御確認をいただければと思います。もし足りないものがございましたら、こちらのほうまでお申しつけください。

よろしいでしょうか。ちょっと数が多いのでちゃんと御確認いただければと思います。

報道関係のカメラ撮りの方がもしいらっしゃいましたら、ここまでですので、撮影のほうはここで御退席をお願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、お足元の悪いところ御参集くださいまして、ありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、私から、委員の交代について御報告がございます。

大洋エーアンドエフ株式会社の平田淳一特別委員が退任されまして、新たに同社の若狭信行代表取締役社長が7月28日付けで特別委員に任命されまして、本分科会の所属となり

ましたことを、御報告させていただきます。

なお、本日、若狭特別委員は都合により欠席されておりますので、御紹介は次回とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が1件、審議事項が1件、報告事項が3件でございます。このように本日は御検討いただく議事がたくさんありますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、諮問第269号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 管理課長の藤田でございます。申し訳ないですが、座って説明させていただきます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。資料2を御覧ください。

28水管第1131号

平成28年9月16日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく  
基本計画の検討等について（諮問第269号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26日公表。以下

「基本計画」という。)に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それでは、資料に基づきまして、中身を説明させていただきます。資料2の別紙2として新旧対照表がついておりますけれども、今回の内容は、マイワシのTACにつきまして、期中改定のルールに基づきまして変更するものでございますので、参考資料のTAC期中改定の基本ルールというのを御覧いただけますでしょうか。

御承知のように、TACにつきましては、直近の資源状況を上手に反映するというところで、新たなデータに基づく資源の再評価ですね、ABCの再算定の結果を踏まえまして、漁期中に改定するという仕組みを設けております。それがこの資料になります。

資料2-2が具体的な中身になりますので、御覧いただけますでしょうか。

先だって、7月の本分科会におきまして、マイワシの2015年生まれが卓越して多いと、最新の資源評価の結果、28年ABCが増加する場合は、TACの期中改定の検討もあり得るということを私のほうから申し上げました。その最新の資源評価結果が、7月に太平洋系群、8月に対馬暖流系群が公表されまして、特に太平洋系群のABCが大きく増加いたしました。34万トンから70.6万トンということもありまして、対馬暖流系群と合わせますと、80.4万トンということになります。

今漁期のこれまでのマイワシの採捕量につきましては、特に大臣管理分が好調でございまして、8月までの累計で申し上げますと、速報値ですけれども、10万トンを超えるような水準になっておりまして、前漁期と比較しますと7万トンということになっております。TACを増加したいということでございますので、TACを増加したABCと同じ数の80.4万トンにしたいということでございます。

資料2-1を見ていただけますでしょうか、横長のやつですね。

TACの配分につきましては、1ページの大臣管理分と2ページの都道府県分のオレンジでマークをしている部分が、今回の諮問に関係するところになります。TAC80.4万トンのうち、国で2割相当の留保枠を持つことといたしまして、これを差し引いた数量を大臣管理分の33.9万トン、残りを知事管理分として配分いたしたいと考えております。

国で留保を持つ理由といたしましては、特にマイワシにつきましては、漁場形成の地域的な偏り等によりまして、突発的に漁獲量が伸びる可能性がございますので、その際追加して配分できるように備えておいたほうがいいということで考えさせていただきました。過去の特にマイワシが豊漁の時代におきまして、大臣管理漁業と知事管理漁業の漁獲比率の変動を検討というか勉強しましたところ、2割程度ありましたので、今回増やす際に、こういった急激な資源の変動の部分を吸収できるように、国で2割相当を留保するということにしたものでございます。

資料2-1の裏側が都道府県に対する配分表でございますけれども、三重県につきましては、先だつての分科会でお諮りいたしまして、期中改定を既に行っておりますので、三重県についてはそのままという形にいたしたいということでございます。

ちなみに、マイワシの期中改定につきましては、ホームページを通じまして、パブリックコメントを行っておりますけれども、特段の意見はいただいております。

ちょっと早口だったかもしれませんが、平成28年漁期のマイワシのTACの期中改定につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

柳内委員。

○柳内委員 柳内でございます。

マイワシのTAC増加数量に関しまして、全体の増加量・率と比較すると、大中型まき網漁業向けの増加量なり率はちょっと低いのかなという思いで、我々多獲性魚種、その代表であるマイワシを漁獲するまき網の立場としては、当初から上げていただくほうがわかりやすいのかなという思いがございます。ですが、一方、今年、関東・東北沖もかなり海水温が高い状態が続いて、思ったほどマイワシの水揚げも急激に増えるほどの状況でもなかったのかもしれないので、何とかこの数量でいけるのかもしれないんですが、ぎりぎりの感じもしております。

そんな中で、先ほど御説明ございました20%の留保枠の使い方とか、それを放出する際は「期中改定」という言葉の範疇なのかどうか確認したいなど。と言いますのも、TACの期中改定の原則論として、「資源再評価の結果に基づく場合は期中改定1回」という文言もあるものですから、そこら辺との整合性で何か引っかかることが将来あり得るのかな

いのか、簡単に補足の説明をいただけると助かります。

○山川分科会長 藤田管理課長。

○管理課長 ありがとうございます。

「期中改定」という用語の使い方でございますけれども、前提としておりますのは、A B Cが変更になるということで、T A C全体の数字を変更するというのを「期中改定」というふうに使っております。ですから、留保枠を持っていて、それを獲りすぎたところと言いますか、獲れ方がいいところに配分するというのは、ただ単に計画の変更という形になります。

ですから、もし大中型まき網でこれから守るように努力したとしても、獲れ方がものすごくいいということであれば、先ほど申し上げました留保枠の中から適当な数字を協議させていただいた上で、さらにここでお諮りして、計画を変更して配分を増やすという形になろうかと思えます。

○柳内委員 今年例年ないような海水温の推移をたどっていますので、どういうイワシの来遊の増え方をするのか我々業界もなかなか想像できにくいところもありますので、そういう必要性が出た際には柔軟かつ迅速に御対応のほどよろしく願いいたします。

○山川分科会長 では、ほかに御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

谷地委員。

○谷地特別委員 柳内さんに続いて意見させてもらいたいですけれども、先ほど80万4,000トンに増枠したんだと、それから、大中まき網さんには10万トンを上乗せしたんだと、あとの使い道は裏にある都道府県に割り当てるんだと。都道府県に割り当てるのが21万1,000だと思っただけけれども、それを足すと55万になると思っただけですよ。その20%というのは何に対する20%なんですか。

○管理課長 T A Cの全体の数値に対する割合で、おおむね2割ということで持たせていただいております。委員がおっしゃっているのは、きれいに数字として足し上げたときに合わないよということだと思っただけけれども、実は一定量の数字は日本のE E Z内で外国船が獲る可能性がありますので、その分は、我々のほうで対外的な交渉がありますから、明らかにしておりませんが、そういった数字を見込んでおります。そういったものと、各都道府県の若干となっている部分の端数と言いますか、数字が積み上がっていきますので、それが積み上がっていきますと、最終的に80.4万トンになるという形になってお



ります。

○谷地特別委員 今、外国船にも獲らせるんだという意見でしたけれども、それに対する日本側のメリットというか、見返りというのはあるんですか。

○管理課長 当然、交渉事でございますので、日本側にとって一定のメリットがあるという前提条件でもって、日本のEEZ内での操業を認めているということでございます。

○山川分科会長 では、高橋委員。

○高橋特別委員 今の外国船にバーターで獲らせる件で、交渉事と言うことですが外国のどういう漁船にイワシのTAC配分を与えるのか、わかりづらい。答えられる範疇の中で、教えていただければと思います。

○山川分科会長 藤田課長。

○管理課長 2016年漁期という形で申し上げますと、ロシア漁船に対しましてイワシ、カタチイワシを含む形ですけれども、これとサバにつきまして、全体で2万7,005.9トン、複数の魚種を合わせて漁獲割当として上限を決めておりますので、その内数になっているということでございます。

○高橋特別委員 そうしますと、今、谷地委員も言っていましたけれども、日本としてどういうメリットがあるのでしょうか。ロシアの200海里のサケ・マスが撤退して、今ロシアに入っている日本漁船というのは限られた船しか入っていないわけですから、だんだん撤退する方向にあるというのか、撤退させられる方向にあるのか。その中で2万7,000トンという数字は決して小さな数字ではないという理解をするんですが、その辺はどうなのか、教えていただければなと思います。

○管理課長 当然、サケ・マスというよりは、地先沖合交渉の関係の相互主義に関連する部分として計上させていただいておりますので、日本の漁船がロシアのEEZ内で獲るところとの交渉の結果として、そういう割当をしているということでございます。

○水産庁次長 補足しますけれども、等量主義でロシアとやっているじゃないですか。実際はロシア船は今は獲りに来ていないですけれども、それで見合いにする形で、それこそ加澤委員とか谷地委員がやっておられるようなサンマの割当がついてくるということで、しっかりメリットはあるんです。

○谷地特別委員 よろしいですか。

○山川分科会長 はい、谷地委員。

○谷地特別委員 私の言い方はきついんですけども、サンマ船について。うちもサンマを

やっているものだから、今、サンマのことが出たから意見を言わせていただきたいんですけども、今、クォーターとしてサンマとイワシ、それから、イカとサバ、それについているんですけども、臨検が厳しくて厳しくて。どういうわけか、今年はイワシが混じって、つい最近ある船主さんの船が連行されたということもありまして。今、イワシのことでやっているんですけども、こういうふう外国に向けているのであれば、その見返りとしてもう少しイワシのクォーターをもらうような、来年に向けて交渉していかないと。臨検を受けて、たまたまイワシがドンと入ったとしたら、1航海で終わりですから、そういう見返りも考えてほしいと思います。

○山川分科会長 では、御意見として承ったということによろしいですか。

○資源管理部長 それぞれの立場の漁業者の皆さんから事前にきちっと意見を聞いて交渉に臨みたいと思います。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

では、ほかに御発言がなければ、諮問第269号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第269号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

#### 答申書

28水審第22号

平成28年9月16日

農林水産大臣

山本 有二 殿

水産政策審議会会長 馬場 治

平成28年9月16日に開催された水産政策審議会第79回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

#### 記

諮問第269号 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」

それでは、この答申書を長谷次長にお渡しいたします。

続きまして、審議事項に入ります。

審議事項「中期的管理方針の変更について」を、事務局から御説明よろしく願いいたします。

○管理課長 管理課長の藤田でございます。資料3を御覧いただけますでしょうか。横長になって赤い字で新旧対照表になっている資料でございます。

これは、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の第3の「第1種特定海洋生物資源ごとの捕獲可能量に関する事項」の2番目に掲げます、「漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針」の改定について、御審議をお願いするものでございます。

この中期的管理方針につきましては、基本計画第3の1番目におきまして、「漁獲可能量の設定は、当面の間、中期的管理方針に沿って行うものとする。」と記載されております。その「当面の間」といたしましては、「平成24年以降5年間程度」とされております。中期的管理方針は魚種別に平成19年に作成された後、平成24年に一部見直しを行い修正しておりますけれども、平成29年からの次期管理方針についても見直しが必要ということで、今回修正案を用意させていただいたというものでございます。

資料3には魚種ごとに記載しておりますけれども、左から順番に、魚種の次に資源水準、中期的管理方針で現行のものの変更案ということで記載させていただいております。具体的に今回変更したいと考えているところは、右側の変更案の赤字（下線）で記載させていただいております。その説明の前に基本的な考え方を簡単に御説明申し上げます。

まず、資源水準が低位にあるものにつきましては、資源を回復するとか増大するという方向に、そして、中位とか高位にあるものは、資源を維持することを基本といたしまして、魚種・系群ごとに個別に記述が必要な場合はその旨を記述しているものでございます。

それから、「またがり資源」と呼んでおりますけれども、浮魚の特に東シナ海に分布するような対馬暖流系群とか、スケトウダラとかズワイガニのオホーツク海の系群、こういったものにつきましては、我が国だけで完全に管理するには限界がございますので、資源は減少させないということを基本としつつも、資源管理計画がある魚種については、必要に応じ資源を維持もしくは増大するという形で定めさせていただいております。

次に、変更する魚種でございます。近年、環境条件の変化等もあり、資源水準や動向の

変化が見られるもので、特にスケトウダラの日本海系群及び太平洋系群、マアジの太平洋系群、マイワシの太平洋系群がこれにあたると思われます。これ以外の魚種につきましては、前々回でしたかね、サンマにつきましては本年5月に変更しておりますので、残りにつきましては、一部、語句の修正（「てにをは」の整合性を図る）を行う以外は、内容の変更は行わない予定であります。

実際にTACの関係は資源管理分科会で主立ったものを毎年見直しをしておりまして、その際に最終案という形で御提示をして諮問をするという形でございますので、今回は説明をして皆様方から意見をいただいて、次回お諮りするときに最終案を御了解いただくというふうに考えております。

中身でございますが、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、まずスケトウダラにつきましては、日本海北部系群が極めて低い水準にありますので、最低水準を下回らないように注意しつつ、資源の回復を基本方向としてという形でTACを運用したいというものでございます。太平洋系群につきましては、一定の親魚量の確保をいたしまして、豊度の高い年級群が発生しますので、そういったものを使って資源水準を維持するというところで考えております。

マアジの太平洋系群につきましては、資源が減少傾向にあるということでございますので、減少に歯止めをかけるという形で考えております。

マイワシにつきましては、先ほど審議をしていただきましたけれども、資源が増えていく可能性がある状況になっておりますので、こういったものを注視しながら、資源を増やしていくと言いますか、維持していくという形で定めるということを考えております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

少しづれるかもしれませんが、スケトウダラの日本海北部系群は、かなりの長い間極めて低い資源水準で推移してきて、TACもかなり低いものを、ABCとの関係を見るといろいろ議論があるかもしれませんが、相当に低いので維持してきた。にもかかわらず資源が増えないということは、TAC以外の何かの原因とか要因になっていると考えられるのかということと、前から私申し上げているように、定置網というのはTACで管理

するのは難しいんだろうなということで、何かほかの資源を増大させるような取組というのは考えられるのでしょうか。お願いいたします。

○山川分科会長 管理課長でよろしいですか。

○漁場資源課長 漁場資源課長です。

スケトウダラの日本海系群は、どのようなタイムスパンでものを見るかで解釈が違ってまいりますけれども、長い目で見てみますと、漁獲死亡係数が非常に高かったので、資源が減少したという認識で間違いないと思われまます。

繰り返しますけれども、漁獲死亡だけが全てではございませんし、当然、環境の変動というのものもあるでしょうけれども、それ以上に漁獲死亡係数が非常に高い期間が続いたというのが第一の原因だろうと認識しております。

○東村委員 わかりました。そうすると、獲り控えをさらに続けることによって増大は可能性としてはあり得るというお考えですね。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 今のスケトウの日本海系群の話ですが、聞きようによっては乱獲をしたがゆえに資源が枯渇したというように聞こえるわけですがけれども、私らは決してそうは思っておりません。水温等を含めて著しく環境の変化があり、また、聞くところによると±0度前後で親魚が産卵するということです。泊沖か、あの辺が産卵場所だということのようです。乱獲と言う以前に環境変化が余りにも大きすぎて、生息水域がかなり北のほうに移動しているのではないかというのが、現在の一般的なものの考え方で、今言われるような乱獲ということでは言われますと、そういうことではないと私は思っております。

○山川分科会長 こういった考え方もあるということで、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

では、本件につきましては、次回の諮問事項ということですので、正式には次回御議論いただくということになりますけれども、特にほかに御意見等ないようでしたら、中期的管理方針の変更については、御了承いただいたということにしまして、平成29年の基本計画からこれを反映させ、本年11月に改めて御披露させていただくということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告事項が3件あるということです。

まず、1つ目の「太平洋クロマグロの管理の方向性について」を、事務局から御説明よろしくお願いたします。

○国際課付 国際課の田中でございます。私のほうから、資料4に基づきまして、WCPFCの北小委員会の結果について御報告したいと思います。失礼して座らせていただきます。

この北小委員会におけるクロマグロ関係の審議事項と対応の方向につきましては、前回7月13日のこちらの分科会におきましても御説明させていただきました他、8月26日には太平洋クロマグロの全国会議を開催いたしまして、広く関係の皆様方に御説明をさせていただいたところです。

したがいまして、今回はクロマグロ関係の審議事項の結果のみ簡潔に御報告をさせていただきますと思います。資料4の結果概要のところを御覧いただきたいと思います。

結果概要の(1)太平洋クロマグロでございますが、会合期間中に、全米熱帯まぐろ類委員会との合同作業部会において、次のような議論が行われたということで御報告させていただきます。

(ア)の資源評価結果に基づく現行措置のレビューについてでございますが、我々が現在取り組んでいる措置、これは、1枚めくっていただきまして、裏の2ページ目の※の1番に記載されている保存管理の措置でございますが、これを基本的に継続することで資源の回復を図っていくということが合意されております。

ただし、ここにも書いてございますように、小型魚の枠から大型魚の枠に振り替えることが可能となるような、若干柔軟性を持たせるような一部改正が行われたところでございます。

また、養殖の活動についても、データ収集を強化しようということが、一般論として書き込まれているところでございます。

次に、(イ)の長期管理方策の検討についてでございますが、これは前回お話しさせていただきましたように、日本のほうから、いきなり頂上を目指すというものではなくて、2合目、3合目というように、中間目標を立てながら段階的に資源を回復させていくということで、意見の一致をみたところでございます。

現在の中間目標につきましては、繰り返しで恐縮ですが、2ページ目の①を御覧いただきたいと思います。2024年までに親魚の資源量を歴史的な中間値まで回復させることを目標にしているところでございますが、これは2024年までということでございますので、これ

を達成した後の2030年までの次の中間目標について、来年の北小委員会で作成していくということが合意されたところでございます。

なお、そのための準備として、科学的な分析を行い、その結果を議論するための関係者会合を、来年の春に日本で開催するという事も決まっております。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。(ウ)のセーフガードとしての緊急ルールの作成につきましては、加入量の著しい低下が発生し、これが継続した場合に緊急的に発動する規制措置を議論しましょうという提案を日本より行いました。しかし、この中には書いてございませんけれども、アメリカとEUが、特に日本の提案は緊急に発動する基準が厳しすぎてなかなか発動に至らないのではないかとということ、あるいは、加入が低くなった1年目から最終的に措置が発動されるまでに4年も時間がかかるというのは、緊急ルールとして遅すぎるのではないかとというような意見を出して、反対をしたということがございます。

逆に、台湾は、議論を進めるために、日本が一つの考え方として、緊急ルールとして漁獲量半減措置というのが考えられるのではないかとということをお願いしたのですが、それについて、その半減というものが厳しすぎるということで反対をしたということから、双方の面から反対が出て、意見が一致しないということになりまして、これにつきましても、来年の改めての合意に向けて議論を北小委員会で引き続き行っていくということになりました。

最後に、(エ)の漁獲証明制度の検討についてでございます。これは、漁獲から最終消費地まで、養殖も含めまして漁獲物の動きを記載した書類を政府がその都度認証するという仕組みで、トレーサビリティを確保していくという仕組みでございますけれども、日本のほうから、こういった制度を構築するためにまず技術的な側面を議論するための作業部会の開催を提案いたしました。アメリカ等から、まずは目的や大枠を議論すべきだということになりまして、これにつきましても、意見の一致を見ず、来年に向けて議論を継続することになったところでございます。

その他の魚種については特段の議論はなかったということと、次回開催地は韓国ということ合意がされているということでございます。

我が国といたしましては、太平洋クロマグロの資源回復を図るために、引き続き関係国と協調しながら、責任ある漁業国としてこの議論を主導していきたいと考えているところでございます。

以上で御報告とさせていただきます。

○管理課長 すみません、その続きで、漁獲状況というものがついておりますが、これは水産庁のホームページを見ていただくと載っておりますので、御紹介させていただきます。

現在、7月分の状況が出ております。ちょっと見方が難しいのが、御承知だと思いますけれども、30キロ未満の小型魚につきましては、1年目が、沿岸のほうが1年半という形でやりましたので、7月1日からの数字ということで管理をしていると。大中型まき網漁業とか近海竿釣り漁業につきましては、暦年でやっているということで、それぞれの期間に応じた形で枠の消化率というんでしょうか、累計の数字を書いております。そういった意味で若干、同様に比較できないというところがある点を御承知おきください。

最後のページでございますけれども、現在、第2管理期間につきまして、皆様方都道府県の方に御協力をいただきまして計画をつくっていただき、現在、水産庁のホームページで各県の計画が見られるようになっておりますので、自分の漁業種類もしくは地域に関連するようなことに興味がございますれば、ここをクリックして御覧になっていただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いたいいたします。

よろしいでしょうか。

では、特に御意見等ないようですので、特に御発言なければ次の報告事項に移りたいと思います。

では、次の報告事項としまして、「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」を、事務局から御説明よろしく願いたいいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の加藤でございます。資料5に基づきまして、第1種特定海洋生物資源（TAC魚種）の採捕数量について御報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、定期的に御報告を申し上げているものでございまして、平成28年6月30日までに採捕された数量につきまして、9月10日までに報告された数量について記載しております。

オレンジ色で塗ってあります魚種につきましては、6月で管理期間を終えたものでございまして、それ以外の白地のものにつきましては、4月又は1月から管理期間となっております。



り、まだ管理期間途中のものでございます。それぞれ魚種ごとに、真ん中のカラム、漁獲可能量、隣が採捕数量、消化率ということで示させていただいております。

めくっていただきますと、（別表1）といたしまして、それぞれの魚種ごとに、大臣管理分、知事管理分の配分量に対します採捕量と消化率、また、次の（別表2）には、各都道府県の魚種ごとの採捕数量の一覧をお示ししております。

こちらからの御説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

谷地委員。

○谷地特別委員 6月30日までに獲られた数量ということなんだそうですけれども、スルメイカについて、大臣とか（別表2）に書いてある都道府県の数字は、5トン未満の小型イカの数字でしょうか。

○資源管理推進室長 はい。都道府県の数字につきましては、おっしゃられましたような5トン未満の釣り船、あるいは、それ以外、例えば定置網などにスルメイカが入りましたならば、そういったものも含めた数字となっております。

○谷地特別委員 前々から定置について言っているんですけども、定置は管理が難しいと言っているんですけども、こういうふうに出ているということは、管理ができないというわけではないのではないかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○管理課長 報告をしていただくという話と、入ってくるものを厳密にコントロールできるかという話は若干違うんだと思っております。ですから、ほかの魚種におきましても、浮魚が主ですけれども、非常に小さいところと言いますか、変動の大きいようなところは若干として配分しているということがございまして、そういうやむを得ない事情の部分は厳密な意味での操業をストップさせるような話まではしていません。

ただ、申し上げましたように、報告はちゃんとしていただくということでお願いしているということでございます。

○谷地特別委員 報告を受けたのであれば、ある程度の数量を与えて、ちゃんとした、みんなと同じTACの管理をしたほうがいいのではないかとと思うんですが。

○管理課長 ですから、我々のほうでは報告値をちゃんと見させていただきまして、計画上「若干」という形にはなっておりますけれども、事実上一定の数字は見込んでいるわけでございます。その中で管理をしていただくということをしておりまして、もしその数字

が「若干」と大きく違ふと、超えてくるというようなことであれば、該当する漁業者なり都道府県の方とどうやって管理していくかという話を検討させていただくことになろうかと思ひます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ござひますでしょうか。

特にほかに御発言なければ、最後の報告事項に移らせていただきたひと思ひます。

「北太平洋漁業委員会（N P F C）第2回委員会会合の結果について」を、事務局から御説明よろしくお願ひいたしします。

○国際課付 それでは、私のほうから、資料6に基づきまして、北太平洋漁業委員会（N P F C）の第2回委員会会合の結果につきまして、御報告させていただきたひと思ひます。

初めに、恐縮ですが、ページをめくっていただひいて、2枚目を御覧いただきたひと思ひます。

北太平洋漁業委員会の概要でござひます。前も御説明いたしましたが、N P F C、北太平洋漁業委員会は、北太平洋の公海を条約水域として、底魚からサンマ、サバなどの浮魚に至るまで様々な魚種を対象とする、昨年発効した新しい漁業機関であります。

条約は日本が主導で作成いたししまして、最後の7番のところにござひますように、漁業の条約の中では、唯一、本部が日本に所在してあります。

それから、N P F Cにおける主な魚種といたししましては、6番に書いてござひますけれども、かつては地図に記載されている天皇海山漁場におけるツボダイ等の底びき網による底魚漁業が主体でござひましたが、最近は、報道等でも御案内のとおり、特に中国、台湾等の台頭によりまして、サンマあるいはサバといった浮魚類に関心が高まってきたところでござひます。

1ページ目に戻っていただきたひと思ひます。結果について御報告申し上げたいと思ひます。

なお、会合の議長は、昨年につながまして今回も香川謙二農林水産省顧問が務めてあります。

初めに、結果の（1）I U U漁業対策、漁船対策についてでござひます。各国が違法な漁船を見つれたりした場合、それを事務局に通報することによってリストアップをして、最終的に掲載が決定された漁船に対して、入港の禁止やサービスを提供しないといった、制裁措置を課すことを定めた手続措置が採択されてあります。

なお、これは既に他の多くの国際漁業管理機関でも導入されているI U U対策の基本的

な措置でございますが、何分この北太平洋漁業委員会は去年発足したばかりでございますので、まず初めにこういった基本のIUU対策から措置を講じてきているところでございます。

次に、(2)のマサバの保存管理についてでございます。御案内のとおり、日本においてマサバ資源の回復努力が続けられまして、先ほどもお話がありましたように、TAC制度の下で漁業の管理、資源の管理を行って、ようやく回復傾向が見られるようになったにもかかわらず、近年になりまして、北海道から三陸沖の日本の200海里内のすぐ外側の北太平洋公海で中国漁船が多数操業いたしまして、マサバの漁獲を増大させており、資源に対する悪影響が懸念されてきているところでございます。

このため、日本から北太平洋公海におけるマサバを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないという提案を提出いたしました。これに対しまして、中国を除く全ての参加国等から、日本の抱えている懸念も含めて提案に対して支持を得たわけでございますが、肝心の中国だけが、科学的な議論も一切行わず、漁業や資源に関する情報も収集されていない現状で、いきなり船の数を凍結するというのはおかしいということで、強く反対をいたしました。

場外で日本と中国とで協議を重ねて、特に他の国なども同じようにマサバの問題について懸念を持っているということを伝えながら、中国に歩み寄りを強く促しました結果、最終的に、(イ)に書いてございますように、NPFCとしての資源評価が完了するまでの間、許可漁船の隻数の増加をさせないことを推奨すると。すなわち、極力努力していただくということで、中国も含めて各国合意をいたしまして、保存管理措置として採択されました。

併せて、公海でのVMSの義務付けの他、科学的な情報収集をしなければいけないということで、マサバ資源の科学的な分析などを目的としたワークショップを日本がホストして開催するというところで合意をしたところでございます。

次に、サンマについてでございます。これは、既に昨年9月の第1回の委員会会合において来年2017年にNPFCとして資源評価を完了するということと、それまでの間許可隻数の急激な増加を抑制するという内容を内容とする保存管理措置を既に採択しております。

このため、今回は、来年資源評価を完了させるために、必要な科学的なワークショップを2回開催してスピードアップを図ることが決定されました他、隻数の急増抑制の遵守がちゃんとされているかということの状況確認も行われたところでございます。

その他のところで、「中国側に対して、違法漁船の根絶を要求。」と短く書いてござい

ます。これは、水産庁の指導監督室のほうで北太平洋の公海における各国等の漁船を視認しているところでございますが、視認される中国と思われる船の中には船名を隠蔽しているものとか、右舷と左舷で名前が違うものとか、あるいは、同じ名前の船が複数存在するといった、明らかに違法と思われる漁船が少なからずあります。中国は昨年決定に従いましてN P F Cの事務局に許可船のリストを登録しているわけでございますが、その許可船のリストに登録されていない船も見受けられます。

今回のN P F Cの会合においてこれらの情報を提供いたしまして、各国等と共有した上で、中国に対して調査とこういったような違法船に対する処罰や根絶を要求したところでございます。これに対して、中国は違法漁船については厳格に対処すると述べているところでございます。

最後に、裏に書いてございますが、次回の会合も来年7月に日本で開催されるということが決まっているところでございます。

こういったように外国漁船の操業に対する懸念というのは依然として続いているところでございまして、我々のほうもサンマ、マサバと一定の措置を講じてきているところでございますが、まだまだ懸念が完全に払拭されたとは思っておりませんので、これからも中国をはじめとする各国等に働きかけを一層強めて、この漁業条約の中で日本が引き続きリーダーシップを発揮し、これらの魚種に対する国際的な資源管理をきちっと推進するように努めてまいりたいと思います。

以上、御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいま御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

加澤委員。

○加澤特別委員 どうも説明ありがとうございます。

今期も8月からサンマ漁が始まったんですが、前もお伝えしたんですが、年々ひどくなっています。今年も去年に輪をかけてひどい回遊状況です。特にひどいのは漁場形成なんです。これは水温ばかりではないと思います。近場に148度とか149度の水温があるんですが、そこにサンマは全然いません。いる漁場というのが、北海道の根室漁港から一昼夜半以上、36時間以上船で行ったところにしかないんです。それも薄い魚群で、かつ、先週、私は花咲港に行きまして水揚げされた魚を見てきたんですが、とても以前のような、今の

時期道東で揚がるようなサンマではございません。

去年よりは良くなったとは言いますが、私はタンクに水揚げされた魚を見た瞬間、この魚は以前の漁期終盤の銚子沖並びに常磐沖で獲れたような魚です。サンマは本当に細い、小さい、脂の乗ったサンマなんて全然ございません。前もお伝えしていますが、私は資源の悪化を非常に懸念しています。よって、何とぞN P F Cで日本が主導してやっていってもらいたいんです。

加えて、私、思ったんですが、この状況というのは、数量の管理だけではなくて漁期の管理も必要かなと、規制ですね。今、私たちがこういうような状況になっているのは、私の所見なんです、かなり早い時期、4月とか5月から公海上で獲っていることが大きな要因ではないかなと、資源に悪影響を及ぼしているような感じがします。逆に、台湾船と中国船の影響が出る前、我々が何十年と8月から12月までやってきた時期というのは理にかなっている、本当に資源に悪影響を及ぼさないような感じがします。これは私の所見で、あとは科学的な根拠も必要だと思いますので、そこら辺も要望として上げておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 非常に切実な問題かと思えますけれども、よろしく願いいたします。

では、高橋委員。

○高橋特別委員 IUU漁船対策でちょっと教えてください。多分これはF A Oで決定されているものを準用しているという理解でよろしいのか。N P F CでIUU漁船対策というもので新しい何かを取り決めをしたのか、その辺を具体的に教えていただきたいと思っております。

また、このリストに掲載されない漁船については、入港して構わないのか。日本ではほかの国の漁船を入港させるということは法律上できないはずですが。緊急入域とか、大臣に届けて許可をもらった船以外は入港できないということですから、その辺どういう状況だったのか教えてください。

それから、VMSの義務付け、これは当然のことだと思いますけれども、これの監視、モニタリングはどこがやるのか。N P F Cがやるのか、それとも各国、自国籍の船ですから、自国でやるのか教えていただきたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 では、IUUとVMSにつきまして、よろしく願いいたします。

○国際課付 お答えいたします。

初めに、高橋委員のほうから御質問のありましたF A Oとの関係についてでございますが、F A Oとの関係というのは、F A Oの寄港国措置協定をお示しになっていらっしゃるのではないかとと思いますが、それと直接には関係しておりませんで、従来から他の漁業機関で行われているようなリストをつくって、それに対して必要な制裁措置を講ずるということで、これはもう20年近く前から各漁業機関で行われているものでございます。それを踏まえる形でF A Oにおいて寄港国措置協定というものが採択されまして、最近発効要件を満たして発効がなされているというふうに理解しているところでございます。

あと、VMSの件についてでございますが、これは事務局が各国の船を見張るというわけではなく、それぞれの船籍国、すなわち日本の漁船であれば日本の水産庁で常にVMSの監視をするということでございます。

最後の外国漁船の入港については、藤田のほうからお答えします。

○管理課長 外国漁船の入港ですけれども、外国人漁業の規制に関する法律というのがございまして、端的に申し上げますと、日本周辺の漁場で操業した船が直接、日本に入港するのは認めていないということになっております。ですから、N P F Cのほうでリストが出来上がったとしても、良い船であろうと悪い船であろうと、日本には入港できないという状況です。

それとちょっと別になりますけれども、今年の夏に外規法の政令を改正して施行しております、その政令に従って農水大臣が告示をしております。告示しているのは何かと言いますと、地域漁業機関でI U U漁船としてリストアップされたものを告示しております。この船につきましては漁場から直接でなくても入港は認めないという形になっております。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかに。では、柳内委員、まずお願いします。

○柳内委員 1つ質問です。

マサバの保存管理の(イ)に「可能な限り早期に資源評価を完了させ」とあるわけなんです、この「資源評価」というのは実質的には日本が主導するという意味合いに理解しておいてよろしいんでしょうか。

○山川分科会長 よろしく申し上げます。

○国際課付 御質問、ありがとうございます。

あまり交渉の手の内は明かしたくないところでございますが、委員御指摘のとおり、日

本の資源評価しか、事実上今のところマサバに関してはないと思いますので、それを主軸にして交渉を進めていくことになると思います。

ありがとうございます。

○山川分科会長 では、大森委員、よろしくお願いします。

○大森委員 この分科会の中でも企画部会の中でも申し上げさせていただいておりますけれども、今回はマサバなりサンマの国際管理ということで、これは本当に大事なことだと思うので、よろしくお願いしたいと思っておりますけれども、言い続けていますように、南方域のカツオ資源の管理のことについても併せて、忘れずをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 では、御要望ということで、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いします。

谷地委員。

○谷地特別委員 VMSについて質問したいんですけれども、これは公海で操業する船は全船つけるということになるのでしょうか。

○山川分科会長 よろしくお願いします。

○国際課付 お答えいたします。

今の段階で、公海で操業する漁船へのVMSが義務付けられているのは、マサバを対象にする漁船とサンマを対象にする漁船だけでございます。

○谷地特別委員 アカイカは違うのでしょうか。

○国際課付 今のところ大丈夫です。

○谷地特別委員 ああ、そうですか。

それから、さっきこのVMSの監視をするのが、日本の漁船を日本が監視するんだということなんだけれども、中国という国は信じられない国だと私は思っていますので、向こうの人が杜撰な管理をしているのであれば、日本の漁船だけがきちり守って、中国が抜け道だったら、何の委員会だかよくわからないような状態になるのだから、やはり日本も中国を監視するようなシステムのほうがいいんじゃないのかなと思うんだけれども。

○国際課付 御意見、ありがとうございます。

VMSにつきましては、漁業の条約によりましては、それぞれの国も見ると同時に事務局が一括して管理しているということもございますが、この漁業条約は始まったばかりでございますので、まだそこまでは至っておりません。いずれにしても、その場合に

は日本のデータも提供するし、他の国のデータも提供していくということになりますので、それについては、交渉の中でどのような利害得失があるかということをはきちっと見極めながら考えていきたいと思っております。そういうふうに事務局で一括してVMSを管理するケースがあるのも事実でございます。

○谷地特別委員 もう一つ、これはお願いなんですけれども、来年の7月に日本で開催されるということですが、我々は太平洋でアカイカをやっているんですけれども、中国船も来てやっていますよ。それで、日本の場合は船間距離がちゃんと保たれているんですけども、その中に割り込んで来て、目茶苦茶ですから。今はそういう規定がないものだから、中間に入ってきて手釣りでバンバン獲るんですよ。危なくてしょうがないから、来年の7月に向けてこの船間距離というのをきちんと決めてもらわないと、事故のもとになると思いますので、そこはよろしくお願いたしたいと思います。

○国際課付 ありがとうございます。今のお話はちょっと検討させていただきたいと思えます。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

特にほかになければ、その他に移りたいと思えます。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしくお願いたします。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますけれども、11月24日、木曜日に開催する予定で現在調整中でございます。企画部会の委員の方は今朝から出席されて大変だと思えますけれども、もしかするとまた企画部会と一緒にセットされるかもしれませんので、その点は御承知おきください。確定次第、事務局から連絡をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

本日は長時間にわたり御議論いただきまして、大変お疲れさまでした。これを持ちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。